

事故等災害応急対策

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、全部局
第3 通報連絡体制	* 総合政策部、* 消防本部、防災関係機関
第4 事故発生時における応急措置	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、堺海上保安署、港湾管理者、近畿地方整備局、その他防災関係機関
第5 事故対策連絡調整本部の設置	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、港湾管理者、自衛隊

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

泉大津市事故等対策本部（以下「事故対策本部」という。）は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

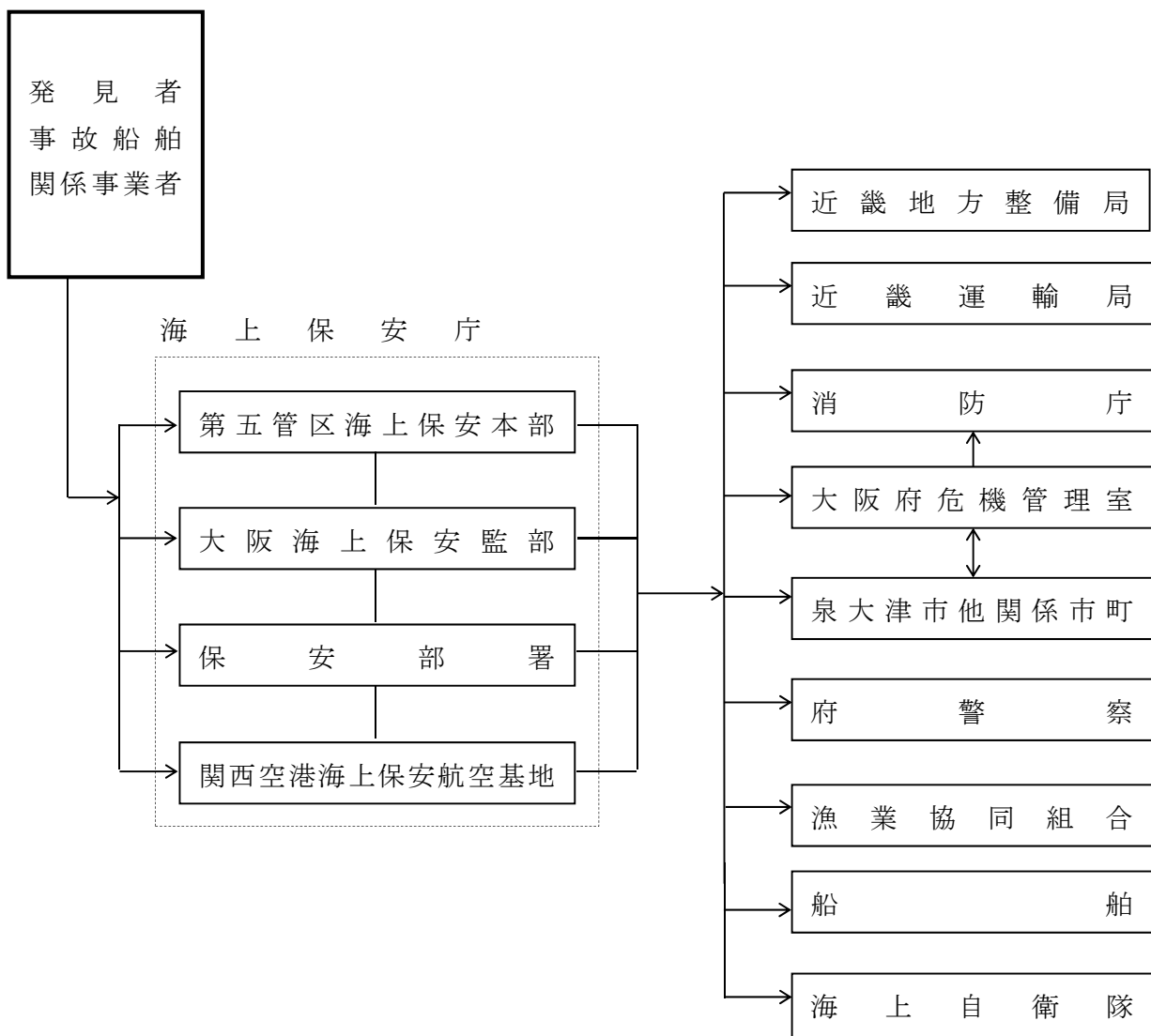
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、防災関係機関
------	-----------------------

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡については、次による。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所

- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第4 事故発生時における応急措置

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、堺海上保安署、港湾管理者、 近畿地方整備局、その他防災関係機関
------	---

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、防災行政無線（同報系）、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油の防除措置

(1) 市、府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油の海岸等への漂着に対処するため、第五管

区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講じるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言・指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講じるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講じるべきことを指示する。

カ 流出油の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油防除協議会による流出油防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導・監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

消防は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

堺海上保安署（港内にあつては港長）は、危険物等により火災が発生し又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限・禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講じる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

第5 事故対策連絡調整本部の設置

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、港湾管理者、自衛隊
------	---

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

市は、防災関係機関と連携し、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第3 その他の地域	* 総合政策部、* 消防本部

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

市は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 その他の地域

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び市、府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第3 情報収集伝達体制	* 総合政策部、* 消防本部、鉄道事業者、府警察、府、近畿運輸局、消防庁
第4 鉄道事業者の災害応急対策	* 鉄道事業者

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

1 組織体制

事故等対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

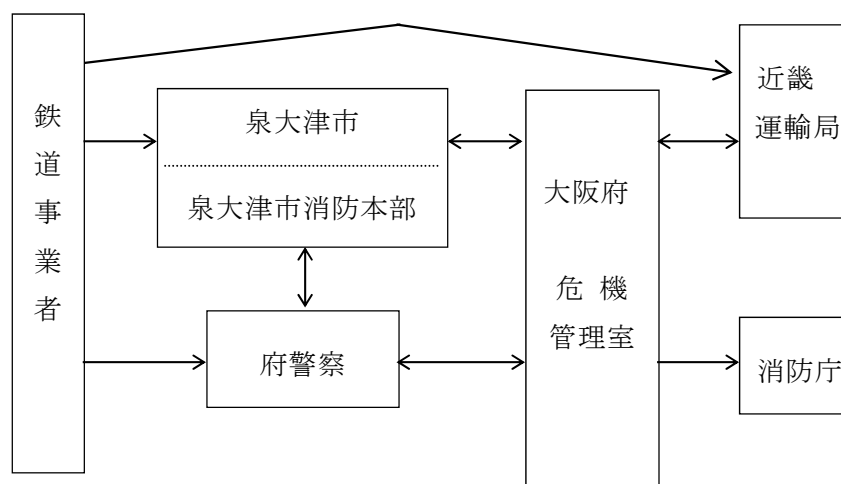
第3 情報収集伝達体制

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、鉄道事業者、府警察、府、近畿運輸局、消防庁
------	--------------------------------------

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達については、次により行う。

1 情報収集伝達経路

鉄道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 鉄道事業者の災害応急対策

実施担当	* 鉄道事業者
------	---------

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講じる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び市、府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の組織動員	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部、全部局
第3 情報収集伝達体制	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、府警察、府、近畿地方整備局
第4 道路管理者の災害応急対策	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部、道路管理者

第1 市の組織動員

実施担当	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部、全部局
------	-------------------------

市は、大規模な道路事故等による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

事故対策本部

災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、全部局
------	----------------------------

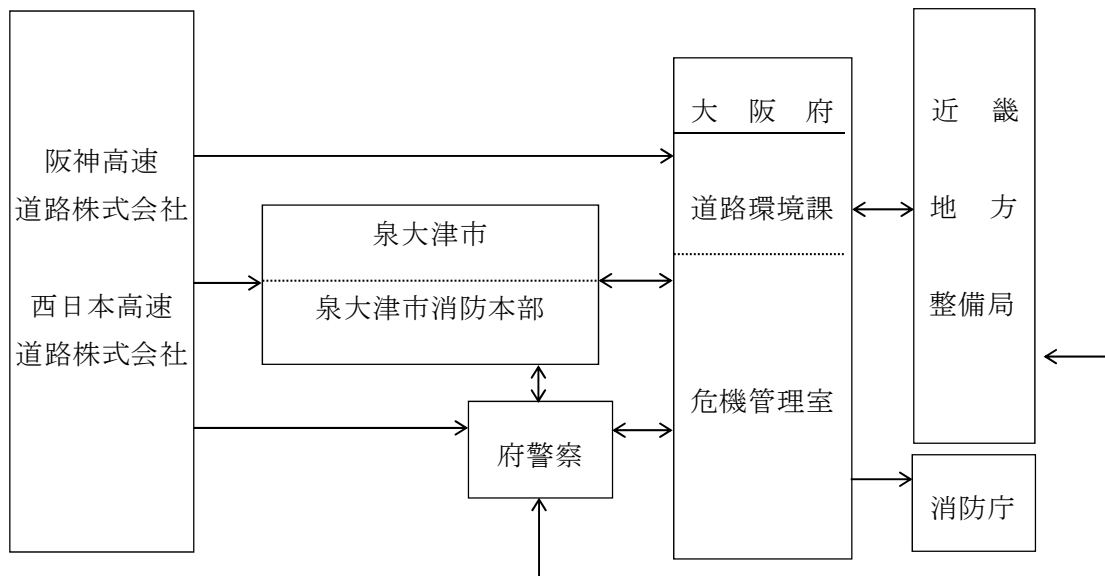
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 情報収集伝達体制

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、府警察、府、近畿地方整備局
------	---

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達については、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 道路管理者の災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、道路管理者
------	------------------------------

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、* 消防本部、全部局、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿地方整備局、海上保安本部等
第3 危険物災害応急対策	* 総合政策部、* 消防本部
第4 高圧ガス災害応急対策	* 総合政策部、* 消防本部、府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察、事業所
第5 火薬類災害応急対策	* 総合政策部、* 消防本部、府、府警察、火薬類保安協会、自衛隊、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁
第6 毒物劇物災害応急対策	* 総合政策部、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿厚生局、海上保安本部等
第7 管理化学物質災害応急対策	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、府、府警察、海上保安本部、近畿地方整備局

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

市は、大規模な危険物等による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿地方整備局、海上保安本部等
------	--

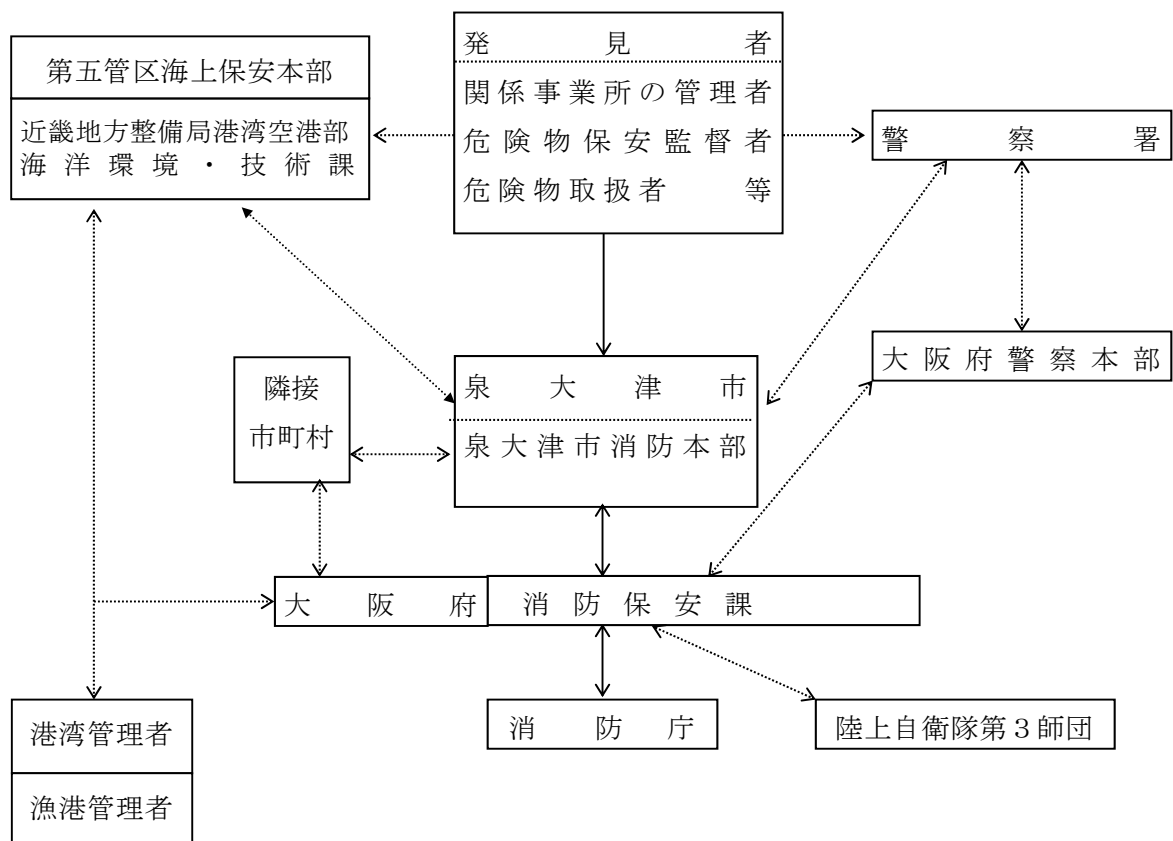
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 危険物災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



凡例
—— 通常の通信系統
..... 必要に応じての通信系統

2 市、消防

- (1) 市、消防は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- (2) 市、消防は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講じるよう指導する。
- (3) 市、消防は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

4 事業者

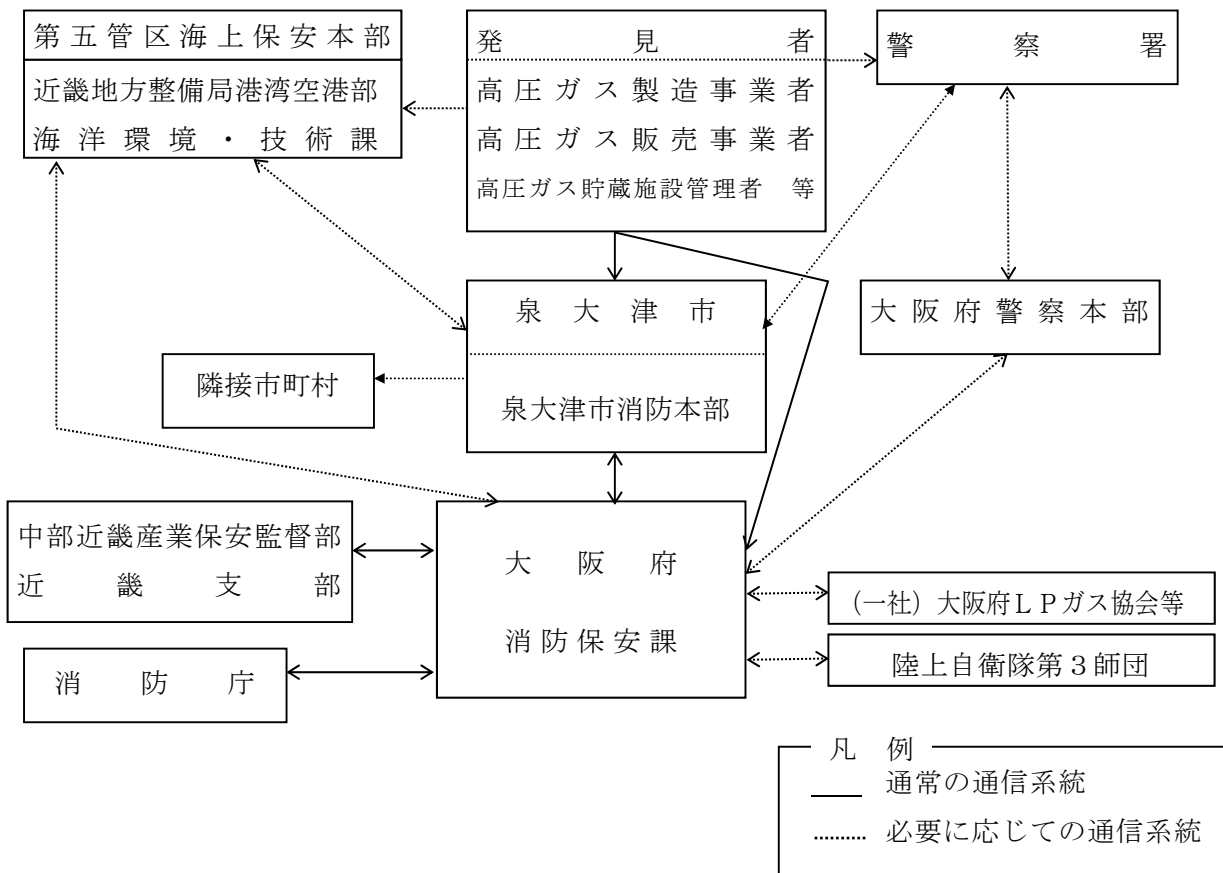
- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市及び消防にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を行う。

第4 高圧ガス災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察、事業所
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、市は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講じる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講じる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

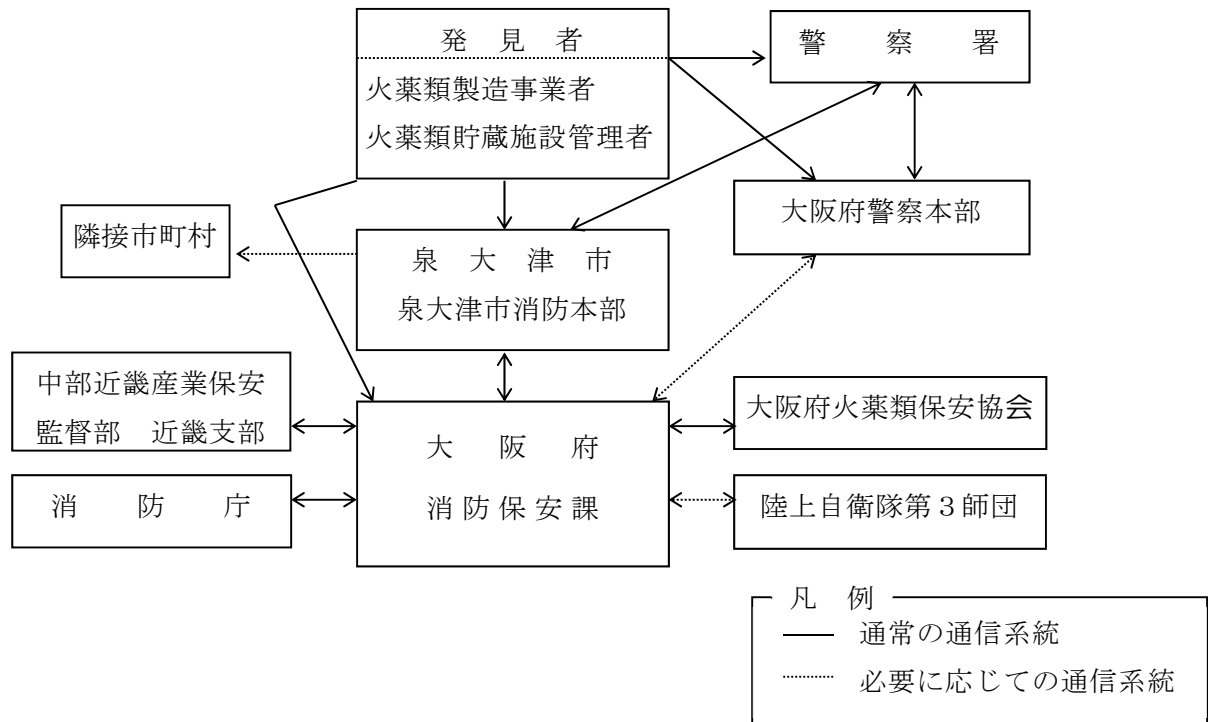
高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を行う。また府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第5 火薬類災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、府、府警察、火薬類保安協会、自衛隊、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講じる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講じる。

4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等により災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止

の措置を講じる。

- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講じる。

5 事業者

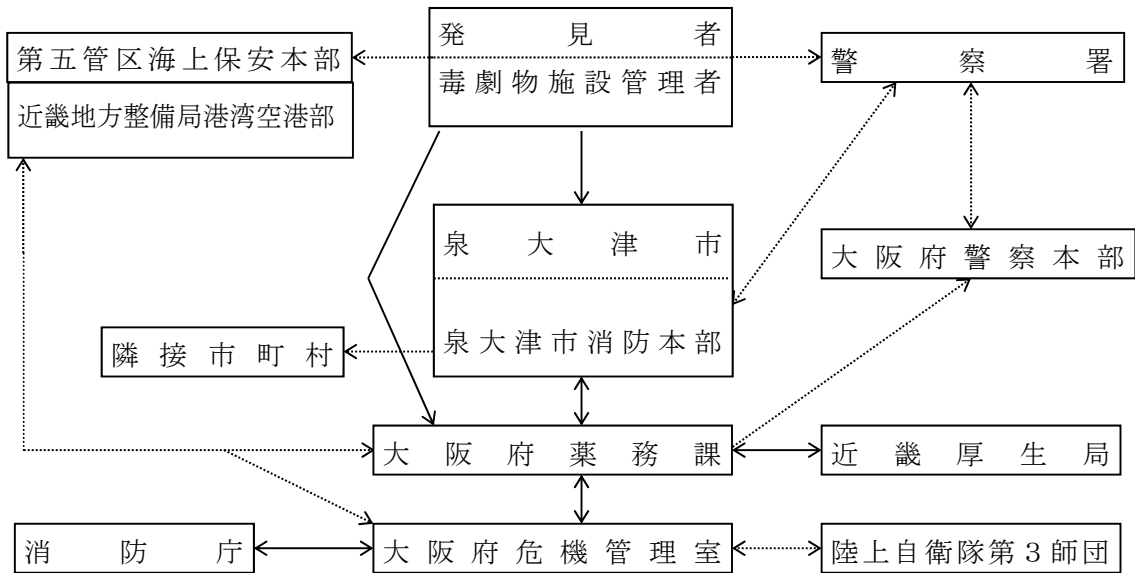
- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

第6 毒物劇物災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、府、消防庁、府警察、自衛隊、近畿厚生局、海上保安本部等
------	--

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。



凡例
 — 通常の通信系統
 必要に応じての通信系統

2 市、消防

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7 管理化学物質災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部、府、府警察、海上保安本部、近畿地方整備局
------	---

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、別図により行う。

2 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある場合には、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

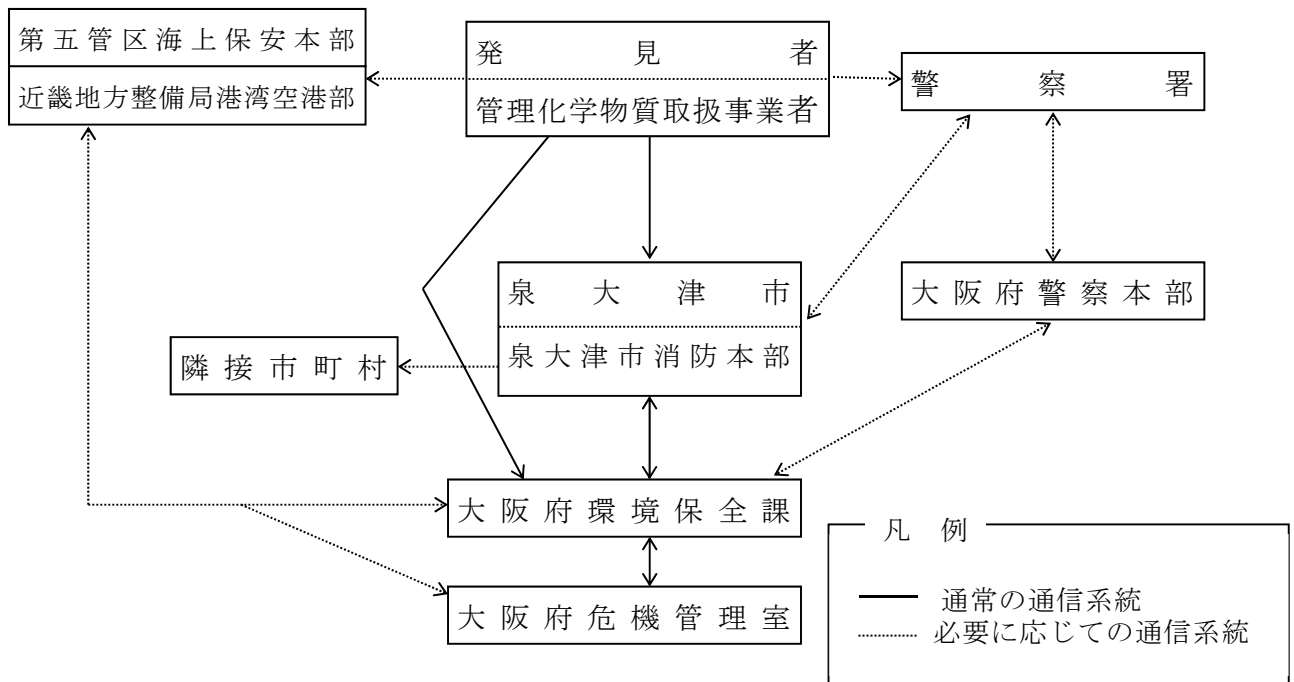
3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある場合には、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

[別図]



第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第3 通報連絡体制	* 総合政策部、* 消防本部
第4 火災の警戒	* 総合政策部、* 消防本部
第5 市、消防	* 総合政策部、* 消防本部
第6 府警察	* 府警察
第7 大阪ガス株式会社	* 大阪ガス株式会社
第8 高層建築物、地下街の管理者等	* 高層建築物、地下街の管理者

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

市は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

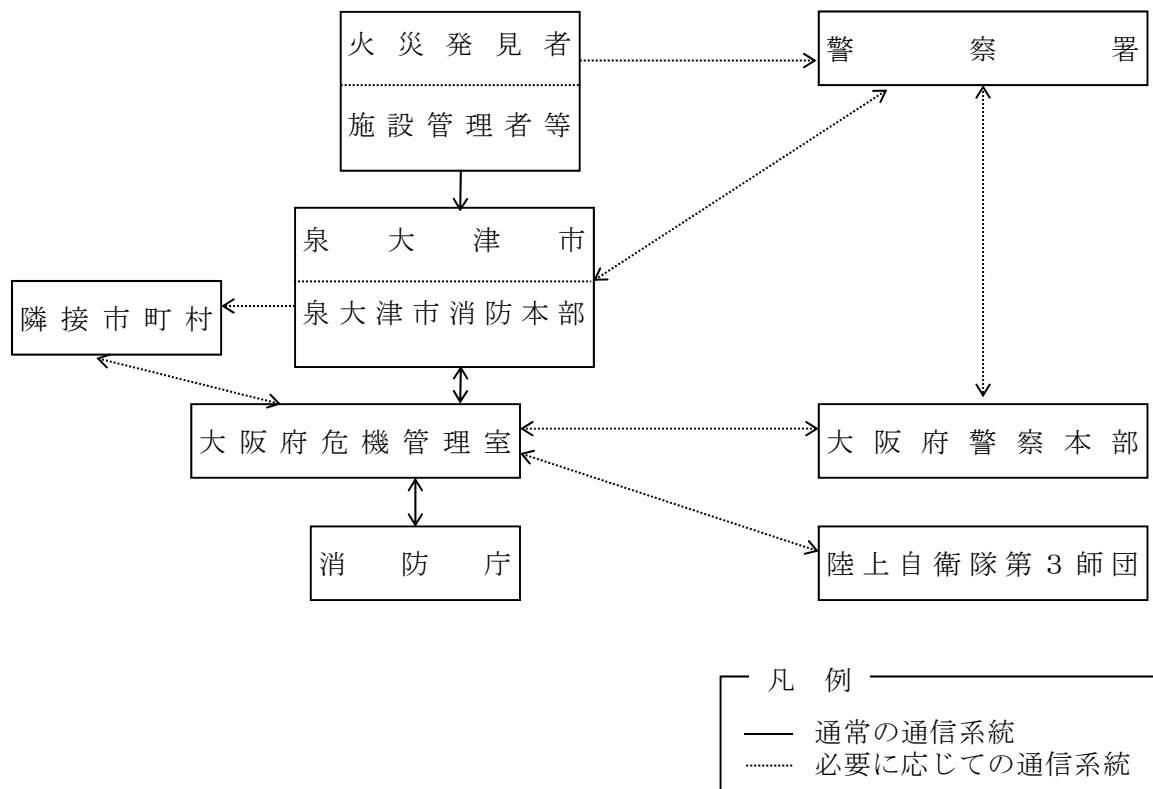
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報については、次により行う。

1 通報系統



第4 火災の警戒

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報（実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下）」及び「強風注意報（平均風速：陸上12m/s、海上15m/s）」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には

火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで火の使用を制限する。

4 住民への周知

市は、防災行政無線（同報系）、広報車、警鐘、航空機などを利用するとともに状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第5 市、消防

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

市及び消防は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助については、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全で迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

- ア ガスの供給遮断については、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、又は、（一社）大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。
- イ 大阪ガス株式会社等の到着が消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動を実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第6 府警察

実施担当	* 府警察
------	-------

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関・救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

迅速・円滑な救出救助活動及び復旧作業を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第7 大阪ガス株式会社

実施担当	* 大阪ガス株式会社
------	------------

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

- (1) 緊急の場合には、特定の施設に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- (2) 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第8 高層建築物、地下街の管理者等

実施担当	* 高層建築物、地下街の管理者
------	-----------------

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高層建築物、地下街の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防
災対策推進計画

附属1（東海地震の
警戒宣言）

資料編

第7節 放射線災害応急対策

放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）における災害及び放射性物質輸送時の災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び事業所等の役割を明確にするとともに十分連携をとり、放射線災害の応急対策に万全を期するため必要な事項について定める。

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の組織動員	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第2 府現地災害対策本部との連絡	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
第3 災害状況の報告	* 総合政策部、* 消防本部、事故発生事業者
第4 災害時の連絡体制	* 総合政策部、* 消防本部、府、府警察、消防庁、文部科学省
第5 放射性同位元素に係る災害応急対策	* 総合政策部、事故発生事業者
第6 災害時における消防活動	* 総合政策部、* 消防本部、放射性物質取扱事業所、輸送責任者等
第7 市域外の原子力事業所施設等での災害への対応	* 総合政策部、* 都市政策部

第1 市の組織動員

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

事故対策本部は、災害が発生したと市長（市長が不在の場合の代理順位については、①副市長、②総合政策部長、③総務部長とする。）が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置される。

2 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害応急対策の組織動員体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が予想される若しくは発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	配 備 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

消防及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) その他本部長が認めたとき

5 事故対策本部の設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し又は廃止したときは、速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

第2 府現地災害対策本部との連絡

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、全部局
------	--------------------

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 災害状況の報告

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、事故発生事業者
------	------------------------

事業所等は、事故及び災害が発生したときは、速やかに下記の事項を市等の関係機関に報告する。

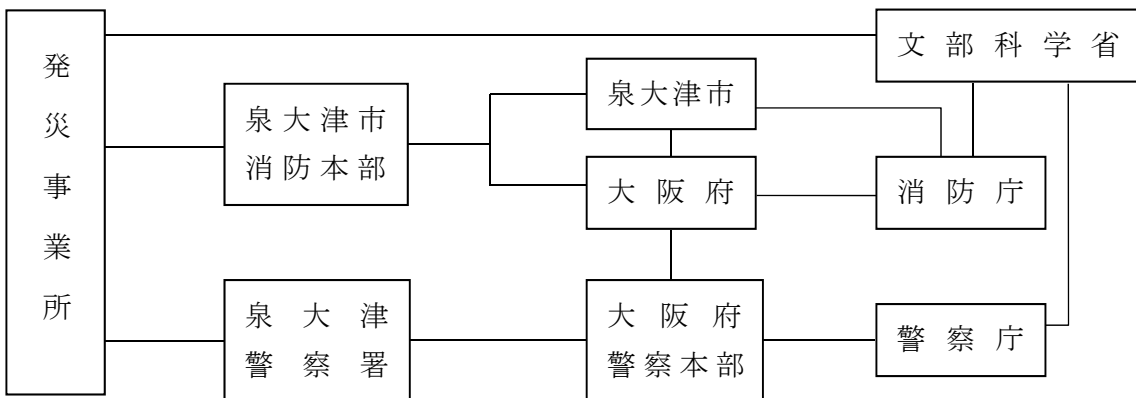
- (1) 事故又は災害発生の時刻
- (2) 事故又は災害発生の場所
- (3) 事故又は災害の種別
- (4) 事故又は災害の範囲
- (5) 事故又は災害の程度
- (6) 汚染状況

第4 災害時の連絡体制

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、府、府警察、消防庁、文部科学省
------	--------------------------------

市及び事業所等は、放射線災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに下記の連絡体制がとれるよう緊急時の連絡体制を確立しておく。

連絡体制



第5 放射性同位元素に係る災害応急対策

実施担当	* 総合政策部、事故発生事業者
------	-----------------

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講じる。

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

市は、事業所等からの通報により、大規模な放射線災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知り得た場合、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し広報を実施するほか、報道機関に対し広報を要請する。

(2) 放射線量の測定

(3) 放射線による被曝を受けた者等の救出・救護

(4) 住民等の避難

危険地域の住民に対し退避又は避難等の指示を行う。

(5) 危険区域の設定と立入制限

市は、放射性物質による汚染状況調査等に基づき、必要に応じ応急対策及び復旧・復興対策における避難対策等を準用し、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。

(6) 交通規制

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

第6 災害時における消防活動

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部、放射性物質取扱事業所、輸送責任者等
------	----------------------------------

1 放射性物質を取り扱う事業所及び輸送責任者等

放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送時における輸送責任者等は、災害が発生し又は発生のおそれのある場合は、消火等を行うなど被害の軽減に努める。

2 消防本部

(1) 消防活動の基本

ア 放射性物質の漏洩等による被ばく及び汚染のおそれがある場合は、放射線施設責任者及び輸送責任者等の協力を得て消防活動を実施する。

ただし、放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合は、通常災害と同様に対応する。

イ 消防隊員等は放射線防護服、個人線量計、空気呼吸器等の装着を行い、できるだけ身体の露出部分を少なくするものとする。

(2) 放射線危険区域等の設定

ア 防ぎよ活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。

イ 放射線危険区域の設定に当たっては、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。

(3) 消防隊員等の安全確保

ア 救出活動等を行う場合の消防隊員等は、放射線粉塵等が体表面及び粘膜等に触れないよう防護措置を行うものとする。

イ 消防活動に従事する消防隊員等は、個人線量計等を携行するものとし、1回あたりの活動の被ばく線量の上限は、10mSv以下、人命救助等の緊急時活動の被ばく線量の上限は100mSv以下とする。

(4) 汚染検査等

ア 放射性物質による汚染のおそれのある場合及び放射線管理区域等で活動した消防隊員等は汚染検査を実施する。

イ 汚染検査で汚染が確認された場合は、汚染の除去措置をとるとともに、医師の診断を受ける。

(5) 救急搬送病院の選定

放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は、「大阪府緊急被ばく医療活動マニュアル」で定められた医療機関とする。

ア 大阪府泉州救命救急センター

イ 大阪府立中河内救命救急センター

(6) 放射線災害を覚知したときは、速やかに次の関係機関に必要な連絡をしなければならない。

- ア 泉大津警察署
- イ 大阪府政策企画部危機管理室
- ウ 文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室
- エ その他関係機関等

(7) その他の消防活動

消防活動の詳細については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」及び消防本部が別に定める「放射線施設等災害時の消防災害対策要綱」に基づき実施する。

第7 市域外の原子力事業所施設等での災害への対応

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

また、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、市は、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、府を通じて滋賀県長浜市から被災住民の広域避難の受入れを行う。